

壱岐市農業委員会定例会（平成28年10月）

議 事 録

1. 開催日時 平成28年10月27日（木） 午前9時
  2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
  3. 出席委員 …… 農業委員会長 外 農業委員 21名
  4. 欠席委員 ……番 ……委員 ……番 ……委員 ……番 ……委員  
……番 ……委員 ……番 ……委員 ……番 ……委員  
……番 ……委員 ……番 ……委員
  5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
  6. 議事日程
    - 第1. 議事録署名委員の指名 ……番 ……委員 ……番 ……委員
    - 第2. 議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第45号 平成28年度農用地利用集積計画について（第4回）  
議案第46号 農地中間管理事業農用地利用集積計画の決定  
について  
議案第47号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画  
（案）に関する意見について
  7. 報告事項 農地改良等届出申請について
  8. その他
- 

開 会 （ 午前 9 : 0 0 ）

事務局 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、只今から平成28年10月の農業委員会の総会を開会いたします。

本日は、…番 ……委員さん、…番 ……委員さん、…番 ……委員さん、…番 ……委員さん、…番 ……委員さん、…番 ……委員さん、…番 ……委員さんより欠席の届けが出ております。

本日の出席委員は30名中22名で定数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、…会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長 【会長挨拶】

それでは、早速、議事に入たいと思います。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させていただいてよ

ろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員にお願いをいたしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局、・・・主事を指名いたします。

それでは、日程第2の議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が3件あがっております。受け手は全て個人ですので農業生産法人要件の適用はありません。また、農地を売り渡すこと等を目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、信託要件の適用もありません。それから、売買・贈与ですので、又貸し、転貸禁止要件にも当たりません。

従いまして、全部効率利用要件、取得しようとする者が農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。それと、農作業常時従事要件、取得側が年間150日以上従事していること。下限面積要件、取得後の面積が50アール以上かどうか。地域との調和要件、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないか、というような4つのことを審議して頂くこととなります。

#### 28番 土地の所在

勝本町立石東触・・・・・・・・	畑	821㎡
同じく・・・・・・・・	畑	276㎡
同じく・・・・・・・・	田	1, 193㎡
同じく・・・・・・・・	畑	400㎡
同じく・・・・・・・・	田	1, 223㎡
同じく・・・・・・・・	畑	856㎡
同じく・・・・・・・・	畑	383㎡
勝本町立石東触・・・・・・・・	田	420㎡

田が3筆で2, 836㎡、畑が5筆で2, 736㎡計8筆の5, 572㎡

譲渡人、・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・

経営地は田が3, 125㎡です。

申請理由、譲渡人、島外に居住しており、耕作できないので贈与する。

譲受人、現に耕作しており、受贈後も引き続き耕作に従事する。ということです。権利の設定内容は贈与です。

「全部効率利用要件」、主な作付けは水稻・野菜です。農機具はトラクター、

ハーベスター、軽トラック、耕耘機です。田植は委託をされてあります。農作業暦は本人、妻共に12年です。通作距離は遠いもので1kmほどです。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今までどおり水稻、野菜を作付ける予定であり周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

・委員さんが怪我で車の運転が困難でありましたので、事務局で病院まで迎えに行きまして10月20日に譲受人立ち会いの下、現地確認を行ないましたが、本日は、階段を上がるのが困難であるので欠席であります。コメントを預かっておりますので、ご報告させていただきます。

(コメント) 本日、私・・・は、この会議に不本意ながら出席出来ず誠に申し訳ありません。28番の案件につきましては、このコメントをもって担当委員としての補足説明に代えさせていただきます。お許し下さい。

去る10月20日、事務局ご両名と同時立ち会いで現地を踏査確認いたしました。当該農地は譲受人・・・様のお家のすぐ前とその後側及び田の1枚は約1キロの地にあり、これらの農地は、何れも譲受人の実兄である・・・様の所有ですが、・・・様は以前より島外に居住されており、これらの農地については、これまで全て・・・様により耕作をされて来ています。今後も・・・様は島外在住で、ご高齢でもあり自ら管理・耕作はされないことで、今回当農地を譲渡され、譲受人・・・様が、これまで通り管理・耕作されるとのことです。以上により担当委員としては、譲渡について何ら問題はなかろうと思料しますが、ご審議の程よろしくお願いたします。

議長

はい、以上の議案の説明・補足でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第42号28番は決定いたします。

続きまして、29番の説明を求めます。

事務局

はい、29番 土地の所在、

石田町池田西触・・・・・・・・田 538㎡

同じく・・・・・・・・田 216㎡

同じく・・・・・・・・畑 706㎡

田が2筆で754㎡、畑が1筆で706㎡、計3筆の1,460㎡です。

譲渡人、・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・

経営地は田が4,320㎡ 畑が3,693㎡ 計8,013㎡です。

申請理由、譲渡人、譲渡人の要望により売却する。譲受人、買い受けて耕

作に従事する。ということです。

権利の設定内容は売買です。

「全部効率利用要件」、主な作付けは水稻・飼料、アスパラです。農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、タイヤショベル、2 t ダンプ、軽トラです。農作業暦は本人が33年、妻25年です。通作距離は3 km ほどです。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、飼料を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

10月20日に・・・委員さんと現地確認を行ないました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 担当の・・・でございます。只今説明がありましたように20日に立ち会いをした訳でございます。・・・さんに於かれましては畜産の一貫経営をされておられまして、何も問題はないと思っておりますが、皆様方のご審議をよろしく願います。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、29番も決定いたします。

続きまして、30番の説明を求めます。

事務局 はい、30番 土地の所在、  
石田町池田西触・・・・・・・・・・ 畑 1, 234㎡

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

申請理由、譲渡人、譲渡人の要望により売却する。譲受人、買い受けて耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は売買です。

「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」、「地域との調和要件」ですが、先程の29番と同様であります。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

10月20日に・・・委員さん立ち会いの下、現地確認を行ないました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。  
・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 只今説明がありましたように29番と同様であります。よろしく願いを  
いたしたいと思えます。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでし  
ょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、30番も決  
定いたします。

続きまして、議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請について」  
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第43号 「農地法第4条の規定による許可申請について」農地  
の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付し  
て進達の要がある。

8番 土地の所在、

郷ノ浦町志原南触・・・・・ 台帳地目 畑 現況地目 宅地 74㎡

転用目的、住宅用地

申請人、・・・・・

申請理由、平成10年5月に現在の宅地に居宅を建築した際、申請地を宅地  
の一部と思い込んで造成工事を行い建築を行ったので、今回追認申請します。  
というものです。農振農用地区域外の農地で、農地の分類は農業公共投資の対  
象となっていない生産力の低い第2種農地として判断をいたしました。

位置図、写真、配置図は4頁から6頁です。10月20日に・・委員さんと  
申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を  
終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。  
・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 担当の・・です。20日に事務局の方と現地確認を行いました。申請人の・・  
さんは、約18年前、現在の宅地を実家より譲り受けた所に建築が行われた  
のですが、1162番2が宅地の番地なんです、この番地も含めて本人さ  
んは同じ番地だと現在まで思われて来られたものですから、たまたま横の川  
の岸が崩れまして、申請をされた時に指摘を受けられて、この事がわかった  
という事です。よろしく願います。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでし  
ょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第4  
3号8番は意見を付して進達いたします。

続きまして、9番の説明を求めます

事務局 はい、9番 土地の所在、

芦辺町諸吉東触・・・・・・・・・・ 畑 95㎡

転用目的、駐車場

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由、申請地を来客や帰省のための駐車場として利用したいので申請します。というものです。農用地区域除外は議案発送時では10月21日に予定といたしておりましたが、25日に県の同意を得て完了をいたしております。農地の分類は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断をいたしております。

位置図、写真、配置図は7頁から9頁です。農業振興地域整備計画変更（除外）の折、委員さんと現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。  
委員 議長。

議長 はい、番委員。

委員 ・・でございます。この件につきましては、先の8月の定例会に於きましてご審議を頂いた所でございます。申請人とは今朝、一応打合せをして参りました。場所は県道に隣接しておりまして、非常に僅かな面積でございますが、説明にありましたように家庭の行事或いは来客等の場合に駐車場がどうしても不足するという事で、今回の申請に至った訳でございます。別に問題はないと思われまますので、よろしくご審議をお願いいたします。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、9番も意見を付して進達いたします。

続きまして、議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます

事務局 はい、10頁をお願いいたします。議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

11番 土地の所在、

郷ノ浦町志原南触・・・・・・・・・・ 台帳地目 畑 現況地目 宅地 91㎡

転用目的、住宅用地

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

申請理由、平成10年5月に現在の宅地に居宅を建築した際、申請地を宅地の一部と思い込んで造成工事を行い、建築を行ったので、今回追認申請します。というものです。権利の設定内容は贈与です。農振農用地区域外の農地で、農地の分類は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断をいたしました。

位置図、写真、配置図は11頁から13頁です。10月20日に・・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

先程の農地法第4条申請の関連でございます。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。  
・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 担当の・・・です。先程の4条の関連でございますが、宅地はその中で、今の名義がお兄さんという事で、これも同じように同じ番地という事で大元を知らずに今まで来たという事ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第44号11番は意見を付して進達いたします。

続きまして、12番の説明を求めます

事務局 はい、12番 土地の所在、  
郷ノ浦町初山西触・・・・・・・・・・ 畑 1, 817 m<sup>2</sup>  
同じく・・・・・・・・・・ 畑 760 m<sup>2</sup>  
計 2筆で2, 577 m<sup>2</sup>です。  
転用目的、農業用施設用地  
貸付人、・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・  
借受人、・・・・・・・・・・

申請理由、長崎県畜産クラスター構築事業を用いて牛舎及び放牧場を設置したいので申請します。というものです。権利の設定内容は使用貸借です。農振農用地区域内の農地で、用途区分の変更が県の同意を得て平成28年8月5日に完了いたしております。

位置図、写真、配置図は14頁から16頁です。農振農用地区分変更の折、・・・委員さんと現地確認を行っておりますが、本日は欠席であります。補足説明は区分変更時の通りでありますので、宜しくお願いしますとの事でありました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、12番も意見を付して進達いたします。

続きまして、議案第45号 「平成28年度 農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます

事務局 はい、17頁をお願いします。

議案第45号 「平成28年度 農用地利用集積計画の承認について」、今

年度4回目になります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。今回、利用権設定の件数は106件、借手が42人、貸手が97人です。田が165筆で155,484㎡、畑が34筆で29,604㎡、合計で199筆の185,088㎡です。

この件につきましては、農業委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回この一連について、ご承認を頂きたいと思っております。内容につきましては、18頁から24頁に掲載しております。よろしくお願ひいたします。

議長

はい、これは、事務局が申しましたように皆様方の同意を頂いておりますので、よろしいでしょうか。【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第45号も決定いたします。

続きまして、議案第46号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます

事務局

議案第46号と議案第47号は関連がございますので、一括して説明させていただきます。25頁をお願いします。議案第46号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められております。26頁～27頁の平成28年10月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積計画（公社借入分）の一覧表のとおりでありまして、再度25頁をお願いします。長崎県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃借権、5年間設定のもので田が5筆で8,020㎡、畑が1筆で1,141㎡、計6筆で9,161㎡、10年間設定のもので田が25筆で45,809㎡、合計31筆で54,970㎡、使用貸借10年間設定のもので田が7筆の7,682㎡となっております。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に28頁をお願いします。議案第47号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定により意見を求められております。29頁～30頁の平成28年10月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）についての一覧表のとおりでありまして、再度28頁をお願いします。計画（案）につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案は、議案第46号で説明いたしました通りであります。

この計画（案）については、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第46号の農用地利用集積計画の公告と、本配分計画案の決定は、同時施行といたします。

これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間

管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、この件につきまして何かご意見ございましたら【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第46号47号は決定いたします。

続きまして、報告事項をお願いします。

事務局 はい、農地改良届が2件出ておりますので、一括して報告いたします。31頁をお願いします。

報告事項、農地改良等届出申請について、農地改良等届出書が、次のとおり提出されましたので報告します。6番、土地の所在

勝本町立石南触・・・・・・・・・・ 田 1, 335㎡

同じく・・・・・・・・・・ 田 1, 219㎡

計 2筆で2, 554㎡

申請人・・・・・・・・・・

申請理由 段差のある2枚の圃場を1枚とすることにより、農作業の効率化を図る。ということです。

工期は平成28年10月1日～平成29年3月31日までで、

施行者は・・・・・・・・・・

位置図、写真は32頁～33頁です。

続きまして、7番、土地の所在

勝本町立石南触・・・・・・・・・・ 田 721㎡

申請人・・・・・・・・・・

申請理由 圃場内の段差をなくすことにより、農作業の効率化を図る。ということです。

工期は平成28年10月1日～平成29年3月31日までで、

施行者は・・・・・・・・・・

位置図、写真は34頁～35頁です。

以上で事務局からの報告を終わります。

議長 はい、報告事項でございますので、よろしゅうございますか。(はいの声あり) 外に皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からの意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思っておりますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れでございました。